

# コロナ禍における飲食店等の支援のための 道路占用許可基準の緩和について

長野県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための**緊急措置**として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を6月9日から緩和しています。



実施例：屋代駅前商店街（千曲市）

## 今回の緊急措置のポイント

<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること</li> <li>② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること</li> <li>③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること</li> <li>④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること</li> </ul>
<b>主体</b>	<p>地方公共団体又は関係団体※<sup>1</sup>による一括占用※<sup>2</sup></p> <p>※<sup>1</sup> 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など          ※<sup>2</sup> 個別店舗ごとの申請はできません。          お住まいの地方公共団体等にご相談ください。</p>
<b>場所</b>	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。          ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
<b>占用料</b>	<b>免除</b> （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
<b>占用期間</b>	令和2年11月30日まで
<b>その他</b>	道路占用を行う際には、あわせて警察で道路使用許可をうける必要があります。長野県の場合、当緊急措置に係る道路使用許可については手数料が免除されます。

建設部道路管理課管理係（道路占用関係）  
 (課長) 勝野 由拡 (担当) 小松 茂  
 電話 026-235-7301(直通)  
 FAX 026-235-7369  
 E-mail michikanri@pref.nagano.lg.jp

建設部都市・まちづくり課  
 (課長) 高倉 明子 (担当) 小口 秀昭  
 電話 026-235-7296(直通)  
 FAX 026-252-7315  
 E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

警察本部交通部交通規制課（道路使用許可関係）  
 (課長) 高木 康昭 (担当) 岩下 英樹  
 電話 026-233-0110 (内線5163)

【道路占用に関する問い合わせ先】

- ・佐久建設事務所 維持管理課管理係 (0267-82-8271)
- ・佐久建設事務所佐久北部事務所 維持管理課管理係 (0267-63-3172)
- ・上田建設事務所 維持管理課管理係 (0268-25-7164)
- ・諏訪建設事務所 維持管理課管理係 (0266-57-2935)
- ・伊那建設事務所 維持管理課管理係 (0265-76-6847)
- ・飯田建設事務所 維持管理課管理係 (0265-53-0450)
- ・木曾建設事務所 維持管理課管理係 (0264-25-2241)
- ・松本建設事務所 維持管理課管理係 (0263-40-1963)
- ・安曇野建設事務所 維持管理課管理係 (0263-72-8398)
- ・大町建設事務所 維持管理課管理係 (0261-23-6533)
- ・千曲建設事務所 維持管理課管理係 (026-273-5940)
- ・須坂建設事務所 維持管理課管理係 (026-245-1671)
- ・長野建設事務所 維持管理課管理係 (026-234-9539)
- ・北信建設事務所中野事務所 維持管理課管理係 (0269-22-3138)
- ・北信建設事務所飯山事務所 維持管理課管理係 (0269-62-4111)

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための  
沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準の緩和について

